

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成15年1月9日(木)
午前10時 ~ 正午

第2 出席者 谷垣委員長
渡邊、荻野、安崎、川口、大森各委員、
長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
情報通信局長、官房審議官(警備局担当)

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 「110番の日」の実施等について

警察庁から、「1月10日、「110番の日」を実施し、各都道府県警察本部等において110番通報の適切な利用促進を広く呼び掛けることとした。」旨の報告がなされた。

委員から、「110番と#9110番とでは電話の受け手が異なる

のか。」 「110番通報のうち、緊急の対応を必要としない通報が約25パーセントを占めているのは、本当に緊急の通報を大変阻害するものだと思う。他方で、そのような相談等の通報がたらい回しになってもいけないと思うが、相談に応じる体制や実際の処理はどうなっているのか。」旨、発言があり、警察庁から、「110番の受け手は都道府県警察の通信指令室であり、事件、事故等の通報を受けてパトカーや警察署に指令を行うセクションである。他方、相談については通常は都道府県警察の生活安全企画課等に総合相談の窓口が設けられていたり、少年問題については少年課に相談の係が設けられているなど、110番と相談の受け手は別のセクションになっている。110番の内容が相談であった場合は、回線的に余裕がある所は相談窓口で電話を転送して対応している場合もあると思う。警察相談全般の問題として、各都道府県警察では、各種の警察相談を第一次的に受け付けて処理を行う総合相談の窓口を設けているので、たらい回しにされたという苦情が多いということは聞いていない。緊急の対応を必要としない約25パーセントの通報への対応としては、110番を受理した際に、それが事件・事故なのかが直ちに判定できれば、その時点でかけ直しをお願いするなどの迅速な対応ができるので、110番通報への応答の際に、従前は『何かありましたか』と言うのが一般的であったが、最近は『事件ですか、事故ですか』という応答をする県警が、47都道府県中24都県と増えている。このように応答することによって、必ずしも全ての県警察で110番への相談電話が減少しているわけではないが、110番受理時の処理が迅速に行われ、また、国民の間にも110番は緊急のためのものだという意識が定着していくのではないかと考えている。」旨、説明した。

(2) 新年の人出と年末年始の山岳遭難について

警察庁から、正月三が日における全国の神社、仏閣等の人出状況及び年末年始における山岳遭難の状況並びに同期間における警察措置について報告がなされた。

(3) 京都市の信用金庫におけるけん銃使用による人質立てこもり事件について (京都府警察)

警察庁から、「京都府警察は、12月26日発生した京都市の信用金庫における人質立てこもり事件に関し、27日、被疑者を人質による強要行為等の処罰に関する法律違反等で現行犯逮捕するとともに、同日までに、人質4名を無事保護した。」旨の報告がなされた。

(4) 元和歌山市長らによる用地買収をめぐる贈収賄事件について (和歌山県警察)

警察庁から、「和歌山県警察は、1月8日までに、公共用地買収に関し、土地所有者である建設会社の代表取締役等から現金数百万円を收受した元和歌山市長を収賄罪で、同代表取締役等2名を贈賄罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

(5) 平成14年中における建設機械等を使用したATM等対象の窃盗事件の発生・検挙状況について

警察庁から、平成14年中の全国における建設機械等を使用したATM等対象の窃盗事件の発生・検挙状況について報告がなされた。

(6) 平成14年中及び年末年始の交通死亡事故の発生状況等について

警察庁から、平成14年中の交通事故の死者数(8,326人)及び年末年始6日間の交通事故死者数(117人)が、いずれも最悪を記録した昭和45年以降最低であったこと等、平成14年中及び年末年始の交通死亡事故の発生状況等について報告がなされた。

(7) 年末年始における初日の出暴走の取締り結果について

警察庁から、全国で延べ約4万人の警察官を動員して行った年末年始における初日の出暴走の取締り結果について報告がなされた。

(8) 全教の「 2 0 0 2 年度教育研究全国集会」をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「 1 月 1 2 日から 1 4 日までの間、岐阜市内等において、全日本教職員組合の「 2 0 0 2 年度教育研究全国集会」が開催される予定であり、関係警察では、所要の体制で警備を実施することとしている。」旨の報告がなされた。

(9) 宇出津海岸における日本人拉致事件（宇出津事件）に関与した北朝鮮工作員に対する逮捕状の発付について

警察庁から、「警視庁は、石川県警察との合同捜査により、昭和 5 2 年 9 月、石川県・宇出津海岸において発生した日本人拉致事件（宇出津事件）に関し、1 月 8 日、国外移送目的拐取の容疑で、北朝鮮工作員（金世鍋）の逮捕状の発付を得た上、I C P O を通じた国際手配の手続を進めている。また、外務省に対し、同人の身柄引き渡しの依頼を行っている。」旨の報告がなされた。

3 その他

(1) 官房長から、平成 1 4 年中の警察庁長官賞授与状況について報告がなされた。